

議案第52号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第15号）

資料1（343）－1 市道上における事故賠償金について

1 概要

令和2年5月19日に発生した宝塚市逆瀬川1丁目1番23号地先（市道339号線）での自転車転倒事故に伴う損害賠償の対応をするもの。

2 事故の発生状況

幅員約4.5mの市道339号線を時速20km/hで当事者が自転車（ロードレーサー）にて南進中、進行方向左側路肩から1.6mの所に幅20cm・長さ40cm・深さ5.5cmのアスファルト舗装剥離箇所に入りました際にその段差に前輪が衝突し、道路中央部側に車体とともに転倒した。当該事故により、当事者は身体の負傷、車体の損傷、衣服の破損が発生した。

3 対応経過

令和2年5月19日 22:45 宝塚警察より市役所へ事故発生の通報  
22:46 市役所防災センターより道路管理課へ緊急連絡  
23:49 道路管理課職員1名が現場到着、現場状況の確認  
道路補修材にて補修対応の実施  
23:55 現場対応終了

4 予算

(1) 歳入 車両事故等損害保険金 2,000,191円  
※本件に係る損害賠償金の全額に道路賠償責任保険が適用される。  
(2) 歳出 市道上における事故賠償金 2,000,191円

5 損害賠償の額の算定方法

(1) 損害賠償の対象

車両及び衣服の損害額	170,954円
治療費	109,969円
交通費	49,230円
休業損害	34,844円
後遺障害逸失利益	1,517,385円
入通院慰謝料	1,128,000円
後遺障害慰謝料	990,000円
合計	4,000,382円

(2) 過失による市の負担割合 50%

(3) 市の相手方に対する賠償金額 2,000,191円

6 過失による市の負担割合の算定について

市の負担割合については、アスファルト舗装の剥離が生じていたことから道路通行上通常有すべき安全性を欠いている状態である一方、自転車走行者には道路の穴ぼこや段差を事前に視認し危険回避、前方注意する義務があり、今回の事故現場付近の見通しは良好であり、走行スピードを含めて注意して走行する必要があったこと等総合的に勘案して、過失割合5割で示談に至った。